

矢巾町省エネ家電買換促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー等の物価高騰による家計負担の軽減を図るため、個人が住宅用として省エネルギー性能の高い家電製品に買い換えたものに対し予算の範囲内で省エネ家電買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、矢巾町補助金交付規則（昭和37年矢巾町規則第1号。以下本則において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる家電製品)

第2条 補助金の交付の対象となる家電製品（以下「省エネ家電」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコン 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、2027年度を目標年度として100%以上のもの
- (2) 冷蔵庫 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、2021年度を目標年度として100%以上のもの

2 省エネ家電は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 新品かつ未使用のものであること。
- (2) 製造事業者による製品保証があること。
- (3) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け購入するものでないこと。
- (4) リース又はレンタルによる設置でないこと。
- (5) 事業の用に供するものでないこと。
- (6) 令和5年6月16日から令和6年1月31日までの間に購入したものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 申請者が、自ら居住する町内にある住宅で既に使用しているエアコン又は冷蔵庫を、同種の省エネ家電に買い換え、かつ、設置する者であること。
- (2) 補助金申請日において、本町に住民登録している者であること。
- (3) 法人及び任意の団体でないこと。
- (4) 矢巾町暴力団排除条例（平成24年矢巾町条例第17号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、省エネ家電本体の購入費用とし、次に掲げる費用は、除くものとする。

- (1) 省エネ家電を設置するために要する工事、部品、付帯設備等の費用及び運搬料
- (2) 廃棄する家電のリサイクル処理に要する費用
- (3) 消費税及び地方消費税

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を上限とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1世帯につき、エアコン又は冷蔵庫のいずれかで1回とする。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第4条の申請書は、矢巾町省エネ家電買換促進補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 規則第4条の関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写しであって、次に掲げる事項が全て記載されているもの

ア 購入日

イ 購入した店舗又は販売者名

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用及びその内訳

(2) その他町長が必要と認める書類

3 補助金交付の申請の期限は、令和6年2月15日とする。

(補助金の交付決定)

第7条 規則第7条の規定による決定の通知は、矢巾町省エネ家電買換促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、矢巾町省エネ家電買換促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 規則第13条第1項の補助金請求書は、矢巾町省エネ家電買換促進補助金交付請求書(様式第4号)とする。

2 規則第13条第1項の関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 製造事業者が発行する保証書の写し(型番及び製造番号が記載されているもの)

(2) 申請者本人の口座名義、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し

(3) 買い換え前の商品を処分するための「家電リサイクル券(排出者控え)」の写し(財産処分の制限)

第9条 規則第19条第3号の町長が特に必要と認めて指定するものは、補助金により設置した省エネ家電とする。

2 規則第19条の規定は、前項の省エネ家電を廃止する場合について準用する。

3 規則第19条の規定により財産の処分を制限する期間は、購入した日から6年とする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月16日から施行する。